

田辺市周辺衛生施設組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

制 定 昭和52年 1 月18日 条例第14号

改 正 平成29年 3 月 1 日 条例第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職員の職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 2 条 職員の職務に専念する義務の免除については、田辺市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成17年田辺市条例第32号）の適用を受ける職員の例による。

(委任)

第 3 条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 3 月 1 日条例第 5 号）

この条例は、公布の日から施行する。